

平成 27 年 6 月議会

第 5 委員会 議案説明資料

一般議案

- 議案第141号 福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の
変更に係る定款の変更についての認可申請について 1 頁

平成 27 年 6 月 26 日

道路下水道局

議案第141号

福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての認可申請について

上記の議案を提出する。

平成27年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、地方道路公社法第5条第3項の規定に基づき国土交通大臣に認可の申請を行う必要があるため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての認可申請について

福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について同公社と協議して次のように定めたので、同公社並びに福岡県及び北九州市と共同して国土交通大臣に当該定款の変更についての認可の申請を行うものとする。

福岡北九州高速道路公社定款の変更について

福岡北九州高速道路公社定款の一部を次のように変更する。

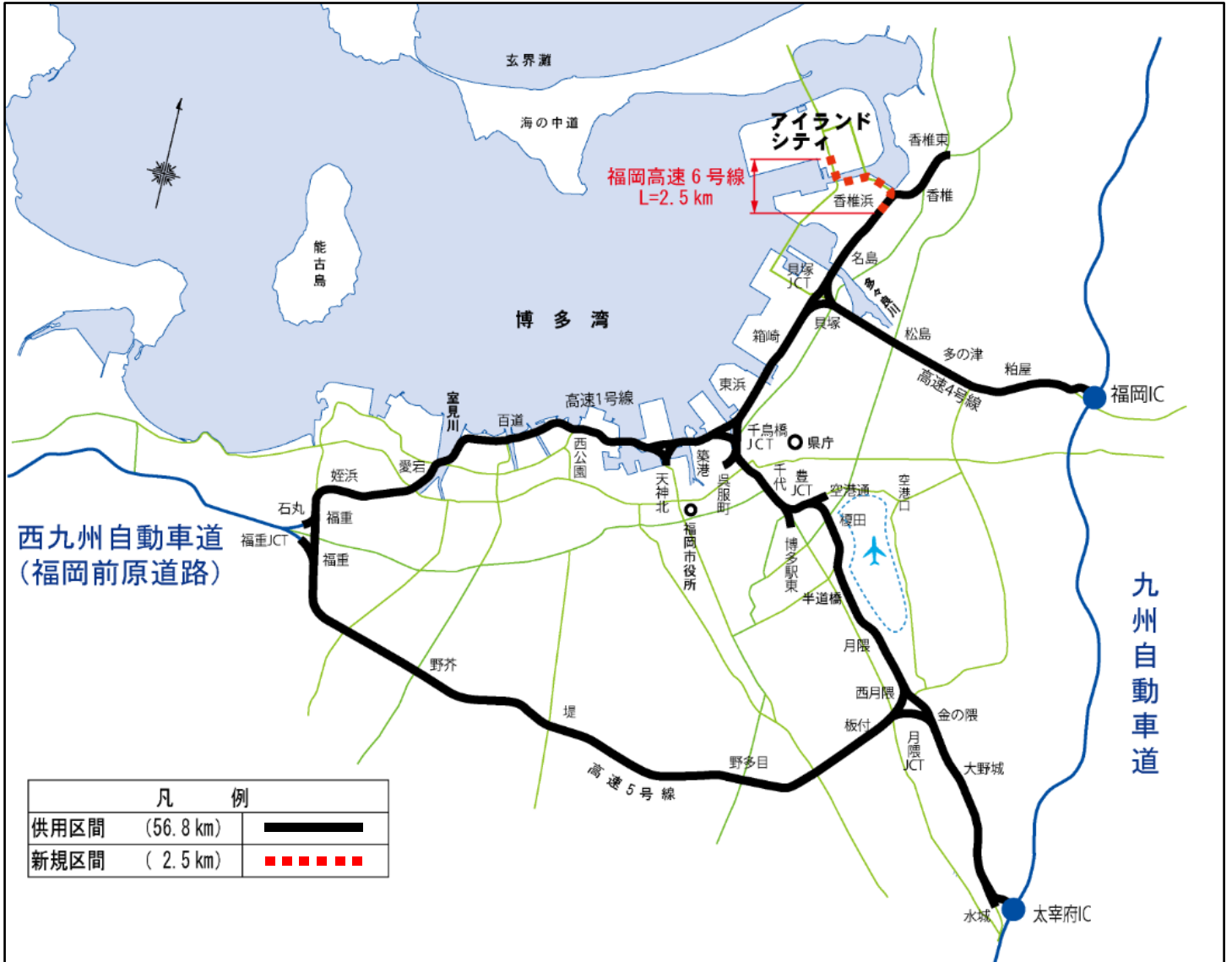
第15条の表福岡高速5号線(福岡市道福岡高速5号線)の項の次に次のように加える。

福岡高速6号線 (福岡市道福岡高速6号線)	福岡市東区香椎浜一丁目 (福岡市東区香椎浜一丁目)	福岡市東区みなと香椎一丁目 (福岡市東区みなと香椎一丁目)
--------------------------	------------------------------	----------------------------------

議案第141号関係

<p>議 案 名</p>	<p>福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての認可申請について</p>
<p>理 由</p>	<p>福岡北九州高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更については、地方道路公社法第5条第3項の規定に基づき、設立団体である福岡市及び福岡県、北九州市と同公社が協議して定め、共同して国土交通大臣に認可申請を行う必要がある。 認可申請を行うためには、同条第6項の規定により、あらかじめ設立団体の議会の議決を経る必要がある。</p>
<p>内 容</p>	<p>福岡北九州高速道路公社定款第15条 「道路の整備に関する基本計画」の変更について</p> <p>定款第15条には、同公社が新設し、又は改築して料金を徴収する指定都市高速道路の路線について、路線名及び管理する区間の起点・終点が規定されている。</p> <p>現在規定されている路線は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡高速1号線～5号線 ・北九州高速1号線～5号線 <p>である。</p> <p>今回の定款の変更は、第15条の基本計画に以下のとおり福岡高速6号線を加えるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線名：福岡高速6号線（福岡市道福岡高速6号線） ・起 点：福岡市東区香椎浜一丁目 ・終 点：福岡市東区みなと香椎一丁目

福岡高速道路位置図



福岡北九州高速道路公社定款 新旧対照表

旧

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 この道路公社は、次の路線に係る指定都市高速道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間	
	起点	終点
福岡高速1号線 (福岡市道福岡高速1号線) (福岡市道福岡高速1号愛宕福重線)	福岡市東区香住ヶ丘二丁目 (福岡市東区香住ヶ丘二丁目) (福岡市西区愛宕四丁目)	福岡市西区福重三丁目 (福岡市西区愛宕四丁目) (福岡市西区福重三丁目)
福岡高速2号線 (福岡市道福岡高速2号線) (福岡市道福岡高速2号半道橋西月隈線) (福岡市道福岡高速2号西月隈水城線)	福岡市博多区千代六丁目 (福岡市博多区千代六丁目) (福岡市博多区半道橋二丁目) (福岡市博多区西月隈四丁目)	太宰府市水城二丁目 (福岡市博多区半道橋二丁目) (福岡市博多区西月隈四丁目) (太宰府市水城二丁目)
福岡高速3号線 (福岡市道福岡高速3号線)	福岡市博多区東光二丁目 (福岡市博多区東光二丁目)	福岡市博多区豊二丁目 (福岡市博多区豊二丁目)
福岡高速4号線 (福岡市道福岡高速4号線) (福岡市道福岡高速4号多の津蒲田線)	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目 (福岡市東区箱崎ふ頭三丁目) (福岡市東区多の津二丁目)	福岡市東区蒲田三丁目 (福岡市東区多の津二丁目) (福岡市東区蒲田三丁目)
福岡高速5号線 (福岡市道福岡高速5号線)	福岡市博多区西月隈四丁目 (福岡市博多区西月隈四丁目)	福岡市西区福重三丁目 (福岡市西区福重三丁目)
北九州高速1号線 (北九州市道北九州高速1号線) (北九州市道北九州高速1号長野横代北町線)	北九州市小倉南区長野二丁目 (北九州市小倉南区横代北町二丁目) (北九州市小倉南区長野二丁目)	北九州市小倉北区下到津一丁目 (北九州市小倉北区下到津一丁目) (北九州市小倉南区横代北町二丁目)
北九州高速2号線 (北九州市道北九州高速2号線)	北九州市小倉北区許斐町 (北九州市小倉北区許斐町)	北九州市戸畑区大字戸畑 (北九州市戸畑区大字戸畑)
北九州高速3号線 (北九州市道北九州高速3号線)	北九州市小倉北区菜園場一丁目 (北九州小市倉北区菜園場一丁目)	北九州市小倉北区東港一丁目 (北九州市小倉北区東港一丁目)
北九州高速4号線 (北九州市道北九州高速4号線)	北九州市門司区春日町 (北九州市門司区春日町)	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目 (北九州市八幡西区茶屋の原二丁目)
北九州高速5号線 (北九州市道北九州高速5号線)	北九州市戸畑区大字戸畑 (北九州市戸畑区大字戸畑)	北九州市八幡東区神山町 (北九州市八幡東区神山町)

注 ()は道路法第8条に基づく認定路線

福岡北九州高速道路公社定款 新旧対照表

新

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 この道路公社は、次の路線に係る指定都市高速道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間	
	起点	終点
福岡高速1号線 (福岡市道福岡高速1号線) (福岡市道福岡高速1号愛宕福重線)	福岡市東区香住ヶ丘二丁目 (福岡市東区香住ヶ丘二丁目) (福岡市西区愛宕四丁目)	福岡市西区福重三丁目 (福岡市西区愛宕四丁目) (福岡市西区福重三丁目)
福岡高速2号線 (福岡市道福岡高速2号線) (福岡市道福岡高速2号半道橋西月隈線) (福岡市道福岡高速2号西月隈水城線)	福岡市博多区千代六丁目 (福岡市博多区千代六丁目) (福岡市博多区半道橋二丁目) (福岡市博多区西月隈四丁目)	太宰府市水城二丁目 (福岡市博多区半道橋二丁目) (福岡市博多区西月隈四丁目) (太宰府市水城二丁目)
福岡高速3号線 (福岡市道福岡高速3号線)	福岡市博多区東光二丁目 (福岡市博多区東光二丁目)	福岡市博多区豊二丁目 (福岡市博多区豊二丁目)
福岡高速4号線 (福岡市道福岡高速4号線) (福岡市道福岡高速4号多の津蒲田線)	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目 (福岡市東区箱崎ふ頭三丁目) (福岡市東区多の津二丁目)	福岡市東区蒲田三丁目 (福岡市東区多の津二丁目) (福岡市東区蒲田三丁目)
福岡高速5号線 (福岡市道福岡高速5号線)	福岡市博多区西月隈四丁目 (福岡市博多区西月隈四丁目)	福岡市西区福重三丁目 (福岡市西区福重三丁目)
福岡高速6号線 (福岡市道福岡高速6号線)	福岡市東区香椎浜一丁目 (福岡市東区香椎浜一丁目)	福岡市東区みなと香椎一丁目 (福岡市東区みなと香椎一丁目)
北九州高速1号線 (北九州市道北九州高速1号線) (北九州市道北九州高速1号長野横代北町線)	北九州市小倉南区長野二丁目 (北九州市小倉南区横代北町二丁目) (北九州市小倉南区長野二丁目)	北九州市小倉北区下到津一丁目 (北九州市小倉北区下到津一丁目) (北九州市小倉南区横代北町二丁目)
北九州高速2号線 (北九州市道北九州高速2号線)	北九州市小倉北区許斐町 (北九州市小倉北区許斐町)	北九州市戸畑区大字戸畑 (北九州市戸畑区大字戸畑)
北九州高速3号線 (北九州市道北九州高速3号線)	北九州市小倉北区菜園場一丁目 (北九州小市倉北区菜園場一丁目)	北九州市小倉北区東港一丁目 (北九州市小倉北区東港一丁目)
北九州高速4号線 (北九州市道北九州高速4号線)	北九州市門司区春日町 (北九州市門司区春日町)	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目 (北九州市八幡西区茶屋の原二丁目)
北九州高速5号線 (北九州市道北九州高速5号線)	北九州市戸畑区大字戸畑 (北九州市戸畑区大字戸畑)	北九州市八幡東区神山町 (北九州市八幡東区神山町)

注 ()は道路法第8条に基づく認定路線

(参考) 地方道路公社法 (抜粋)

(定款)

第五条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体たる地方公共団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲
- 七 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画
- 八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 九 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）以外の第八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。